

排出事業者の責務

マニフェスト確認義務	B 2 票（運搬終了の報告票）D 票（処分終了の報告票）E 票（最終処分終了の報告票）の送付を受けたときに，それぞれA 票と照合し，運搬・処分終了を確認します。 引き渡しから一定期間内に送付されない，または虚偽の記載を受けた場合，運搬・処分状況を把握し，適切な措置を講じるとともに，30日以内に高松市（都道府県・政令市）に報告します。 （措置内容等報告書）
マニフェスト保存義務	B 2 票，D 票，E 票を送付を受けた日から5年間保存します。
マニフェスト返却期間	産業廃棄物の収集運搬 中間処分： 90日 最終処分： 180日 特別管理産業廃棄物の収集運搬，中間処分： 60日

収集運搬業者，処分業者の責務

運搬・処分終了報告義務	排出事業者にそれぞれB 2 票（運搬終了の報告票）D 票（処分終了の報告票）E 票（最終処分終了の報告票）を送付し，運搬・処分終了を報告します。
マニフェスト保存義務	収集運搬業者はB 1 票・C 2 票を，処分業者はC 1 票をそれぞれ5年間保管します。

マニフェスト返却期間

産業廃棄物の収集運搬	中間処分： 90日 最終処分： 180日
特別管理産業廃棄物の収集運搬	中間処分： 60日

市長の権限

マニフェストに関して違反があったとき（勧告できる） 勧告に従わない場合（公表できる） 公表しても従わない場合（命令できる）

罰則（6月以下の懲役又は50万円以下の罰金）

マニフェストを交付しない者 虚偽のマニフェストを交付した者 市長の命令に違反した者
